

創造的復興ウィーク・創造的復興サミット運営等業務 に係る公募型プロポーザル募集要項

1 趣 旨

2025 年(大阪・関西万博開催年)は阪神・淡路大震災から 30 年の年であり、ひょうご EXPO ウィークの一つとして「災害からの創造的復興」をテーマとした創造的復興ウィークを展開する。

当該ウィーク期間中に、国内外から災害復興に携わる政策決定者、実務家、専門家が一堂に会し、震災からの「創造的復興」の理念を国内外で共有化、次世代へ継承し、次なる災害に備えるため、国内被災地等と連携し、「創造的復興サミット」、「エクスカージョン」、「高校生・大学生による活動報告会」を開催する。

これらを展開するにあたっての運営等業務を円滑に実施することを目的とする。

2 委託条件

(1) 業務内容

別紙「創造的復興ウィーク・創造的復興サミット運営等業務 公募型プロポーザル 仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで

(3) 委託金額

7, 0 0 0 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

① 対象経費

ア 運営等に要する経費（人件費、旅費、謝金、製作費等）、その他事業実施に必要な経費

イ 消費税及び地方消費税 等

② 対象外経費

受託者の本来業務にかかる経費、領収書等により委託事業として支払ったことが明確にできない経費、その他事業との関連性が認められない経費

③ その他

再委託は原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ県と協議し、承諾を得た場合に限るものとする。

3 応募資格

受託者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。また、単独企業だけでなく複数の企業・団体での共同によるグループ応募をする場合は、代表者が申請すること。ただし、個人での応募はできない。

- (1) 事業を適切に遂行するに足る能力(※)を有した、民間企業、NPO 法人、これら以外の法人（一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等）、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等の団体であること。
- (2) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可ま

たは指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可または指定、登録を受けていること（労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可など）。

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保すること。

※「事業を適切に遂行するに足る能力」とは、個々に判断することになるが、少なくとも次の要件を満たしていることが必要である。

- ① 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ② 実施にあたり、県との打ち合わせ等に適切に対応できること。

4 スケジュール

5/14 (水)	○実施要綱等の公表・配布
5/14 (水)～5/21 (水) 17 時	○実施要綱等への質問受付
5/23 (金) まで	○質問に対する回答
5/28 (水) 17 時まで	○参加申込期限
6/4 (水) 17 時まで	○提案書等の提出期間
6/12 (木) まで	○審査、受託予定者の決定
6/13 (金) まで	○審査結果通知

5 応募

(1) 関係書類提出期間

令和 7 年 5 月 14 日（水）～令和 7 年 6 月 4 日（水）17 時

(2) 提出書類（A4 サイズ、両面印刷）

- | | | |
|--------------------|-----------------|-------------------------|
| ① 応募申込書（様式 1） | ・・・ 1 部 | } 5 / 2 8 (水)
17 時まで |
| ② 応募事業者概要（様式 2） | ・・・ 1 部 | |
| ③ 誓約書（様式 3） | ・・・ 1 部 | |
| ④ 提案書（様式 4） | ・・・ 正 1 部、副 7 部 | } 6 / 4 (水)
17 時まで |
| ⑤ 経費積算見積書（任意様式） | ・・・ 正 1 部、副 7 部 | |
| ⑥ 提案内容補足説明資料（任意様式） | ・・・ 8 部 | |

※ なお、契約締結時に下記の書類の提出を求める。

ア 定款または寄付行為（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）

イ 登記簿謄本

ウ 申請日が属する会計年度の前年度もしくは前々年度の決算書類（事業報告書・貸借対照表・損益計算書等）

エ 都道府県税を滞納していないことを証する書類（兵庫県内の事業所であれば、県税事務所が発行する「納税証明書(3)」）※ 提出日において発行日から 3 ヶ月以内のもの

※兵庫県の入札参加資格を有している者は除く。

オ 事業実施に必要な許認可等を証する書類

※グループ応募の場合は構成員全てについて上記の書類の提出を要する。

(3) 提案書

提案書には次の内容を記載し提出すること。

① 業務遂行のための推進体制

ア 推進体制（スタッフの人数、役割、専門分野等）

イ スケジュール など

② 企画全体設計

国内外の首長及び関係団体等が多数参加する国際会議であることを踏まえ、会場内の装飾を含む設営や会議の運営・演出等について、企画提案すること。

ア 創造的復興サミット等の準備・運営

イ 「(仮称) 兵庫宣言素案」及び「創造的復興サミット」進行シナリオの作成

ウ エクスカーションの実施

エ 高校生・大学生による報告会の準備・運営

③ 業務実績

④ その他

仕様書に記載の内容以外で実施可能な業務

(4) 経費積算見積書

① 委託料には、当業務に係る所要経費を全て見積り、消費税込みの金額を記載すること。

② 内訳がわかるようにし、「一式」や「雑費」という表記は極力避けること。

③ 兵庫県知事宛ての見積書とすること。

(5) 実施要綱等に関する質問の受付及び回答

実施要綱、募集要項及び仕様書に係る事項に限り、次のとおりとする。なお、提案書の作成、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

① 提出期限：令和7年5月21日（水）17時

② 提出先：(8)に記載の事務局

③ 提出様式：募集要項等に関する質問書（様式5）

④ 提出方法：E-mailによる。件名を「プロポーザルに関する質問」と記載すること。

⑤ 回答方法：受け付けた質問の要旨とその回答は、5月23日（金）までに通知する。

(6) 参加申込

応募者は、令和7年5月28日（水）17時までに、持参、郵送または E メールにより、(2) ①～③に記載の書類を下記(8)まで提出することにより参加申込を行うこと。

※郵送による場合は、可能な限り書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。

※E-mailで提出する場合は、件名を「参加申込」と記載すること。

(7) 提案書の提出

応募者は、令和7年6月4日(水)17時までの間に、持参、郵送または E メールにより、(2) ④～⑥に記載の書類を提出すること。

※持参による提出の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の9時から17時まで（12～13時を除く）とする。

※郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。

※E-mailで提出する場合は、件名を「プロポーザル提案書提出」と記載すること。

- ① 提出された提案書類は返却しない。
- ② 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- ③ 提出する（２）④～⑥の書類は、A4 合計 10 ページ以内で作成すること。

（８）提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県危機管理部防災支援課

電話 078-362-9158 E-mail : bosaishien@pref.hyogo.lg.jp

（９）参考となるホームページ

- ・ 創造的復興ウィークの展開、創造的復興サミットの開催

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/sozoteki-fukko-summit.html>

6 審査方法

（１）審査方法

- ① 提出書類をもとに、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、公募型プロポーザル審査会において内容を審査する。
- ② 審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に決定する。
- ③ 審査にあたり審査会が必要と認めた場合は、6月5日～11日の間（土日は除く）にプレゼンテーションの設定を行う。

（２）評価基準

下記の評価項目、評価の視点に基づき評価する。

評価項目	評価の視点	配点
① 業務遂行のための推進体制	業務が適切に実行できる実施体制	30 (5) × 6
② 企画全体設計	提案内容、円滑な運営	40 (5) × 8
③ 見積額	適切な経費	10 (5) × 2
④ 業務実績	同種又は類似業務の実績	20 (5) × 4

（３）結果通知

応募者全員に対して、令和7年6月13日(金)17時までに通知する。

（４）失格

以下のような場合、失格とすることがある。

- ① 県防災支援課を通じず、県関係者に対してプロポーザルに関する問い合わせ等を行った場合
- ② 審査委員または公募型プロポーザル関係者に援助を直接または間接に求めた場合
- ③ 応募書類が本要項に示された要件を満たしていない場合
- ④ 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤ その他、直接または間接に公平な審査に支障を来たした場合

7 委託料の支払い

- （１）委託料の支払いは、精算払いとする。
- （２）委託金の申請及び契約書の内容どおりの事業執行が認められない場合には、原因の報告と以後の事業実施計画の提出を求めるとともに、事業内容・委託金額を変更する場合があるので、あらかじめ了解すること。

8 その他の事項

(1) 業務処理責任者

- ① 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。
- ② 業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事務を処理するものとする。
- ③ 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

(2) 業務報告

事業実施期間終了後は、事業実施報告書を提出すること。

(3) 留意事項

- ① 本事業の実施にかかる会計関係等を明確にした書類を整備すること。また、他の経理と区分して会計処理を行うこと。
- ② 事業期間中の進捗状況や事業終了後の実績報告については、県からの求めに応じて、速やかに対応すること。
- ③ 本事業の成果物等にかかる権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、県に帰属する。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、兵庫県は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。
- ④ 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の一部または全部を解除し委託料を支払わないことがあるほか、既に支払っている委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- ⑤ 個人情報の取扱いについては個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。

(4) その他

- ① 業務の内容については、応募書類の内容や審査結果等をもとに、県との協議のうえで詳細を決定し、委託契約する。その際、業務内容や委託料を変更する場合がある。
- ② 採用された事業計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度県と協議し、その指示に従うこと。
- ③ 委託契約の締結にあたっては、事前に委託契約額の 10%以上の契約保証金を県に納めるか、保険会社との履行保証保険契約を締結すること。なお、県の会計規程により、契約保証金を免除する場合がある。
- ④ 応募書類は応募者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する。

9 問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県危機管理部防災支援課
電話：078-362-9158 E-mail：bosaishien@pref.hyogo.lg.jp